

最近の「食の安全・安心」に関する事例について

【BSE（牛海綿状脳症）検査について】

1 これまでの経緯等

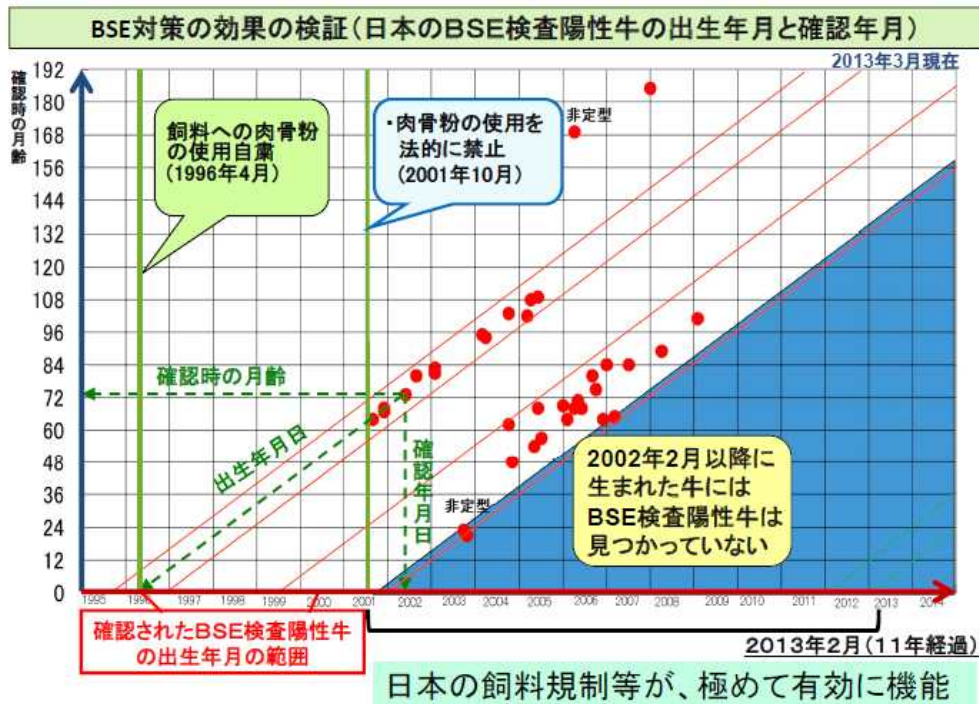
- 平成13年 9月10日 千葉県において、国内初のBSE感染牛確認
 10月 4日 肉骨粉飼料完全禁止
 10月18日 と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査
 特定部位の除去、焼却の義務付け
- 平成14年 1月 出生年月でみた国内最終発生牛の出生
- 平成16年 9月 9日 BSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表
 →特定危険部位（SRM）の除去は人のBSE感染リスクの低減に非常に有効
 →これまでの国内BSE検査において、
 20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない
- 平成16年10月15日 国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問
- 平成17年 5月 6日 答申
- 平成17年 8月 1日 →BSE検査対象年齢：零ヶ月齢以上から21ヶ月齢以上へ変更
 ※21ヶ月齢未満の牛を地方自治体が自主検査する場合は3年間の経過措置として国庫補助継続
- 平成20年 7月31日 21ヶ月齢未満の検査に対する国庫補助終了
- 平成21年 4月 1日 と畜場におけるピッシングを禁止
 5月26日 OIE総会で日本のBSEステータスが「管理されたリスク」の国と認定
- 平成23年12月19日 BSE対策の再評価として、国内対策及び国境対策について食品安全委員会に諮問
- 平成24年10月22日 答申
- 平成25年 4月 1日 →BSE検査対象年齢：21ヶ月齢以上から30ヶ月齢超へ変更
 ※地方自治体に対する20ヶ月齢超の国庫補助は継続
 →特定部位：全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸遠位部から、30ヶ月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外

2 BSE発生状況等

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21以降	計
検査陽性頭数	3	4	4	5	8	8	3	1	0	36
確認時 月 齢	～21									0
	21～30			2						2
	31～48				1					1
	49～72	3			1	6	5			15
	72～		4	2	3	2	3	3	1	18

* 36頭～全頭検査21頭、全頭検査開始前1頭、死亡牛14頭

* 上記中、H15年度1頭（23ヶ月齢）とH17年度1頭（169ヶ月齢）は非定型BSE



3 BSE検査対象月齢の引き上げ等について

- 平成25年 4月 3日 食品安全委員会：BSE検査対象月齢を48ヶ月齢超とする
評価書(案)とりまとめ
- 厚生労働省：7月1日に検査対象月齢を引き上げ、
国産牛のBSE検査費用の補助を見直す予定
- 4月19日 厚生労働省：各自治体に対して自主的に実施している全頭検査の
一斉見直しを要請
- 5月13日 2次答申
- 5月28日 OIE総会において、日本のBSEステータスを「無視できるリ
スク」の国と認定することが決定された。

※ BSE検査対象月齢の引き上げに関する食品健康影響評価の概要

- 1 輸入規制：BSE発生国からの生体牛、飼料等の輸入停止。
- 2 飼料規制等：国内では牛用飼料への動物由来たんぱく質の使用禁止等。
- 3 食肉処理工程：国内のと畜場等の食肉処理工程における特定危険部位の除去等。
- 4 平成14年2月以降に生まれた牛では、これまで11年にわたりBSEの発生が確認されていない。
- 5 具体的な検査対象月齢について、①評価対象国におけるBSE発生確認最低月齢、②EUにおけるBSE発生の実績月齢、③BSE感染牛脳組織の経口投与実験での異常プリオンたんぱく質検出月齢、④BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという知見。

4 福島県の状況

- (1) 牛を処理する県内のと畜場 ～郡山市所管の(株)福島県食肉流通センターの1ヶ所のみ。
- (2) 21ヶ月齢未満の検査に対する国庫補助終了(平成20年7月末)時
郡山市と協議を行い、平成20年8月以降も全頭検査を実施することとした。
→県は郡山市に対して20ヶ月齢以下の検査費用について補助
- (3) 平成25年7月1日からの対応
関係自治体の一斉廃止を条件に見直す方針。(郡山市)